

答 申

1 審査会の結論

佐賀県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 4 年 12 月 1 日付けで行った公文書不存決定は、妥当である。

2 審査請求に至る経過

（1）公文書の開示請求

審査請求人は、佐賀県情報公開条例（昭和 62 年佐賀県条例第 17 号）第 5 条の規定により、実施機関に対して、令和 4 年 11 月 24 日付けで「佐賀県農業試験研究センターにおいて令和 3 年 1 月 1 日から同年 7 月 31 日まで事業場で選任された産業医が作業場等の巡視を実施していなかったと実施機関が主張していることについて、当該産業医から得た同期間に産業医による作業場等の巡視を毎月 1 回以上行う必要はないという趣旨の医学的意見に関わる資料」という開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

（2）実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、「令和 3 年 1 月 1 日から同年 7 月 31 日まで産業医が当該事業場の作業場等の巡視を毎月一回以上行う必要はないとの趣旨の医学的意見がない」ことを理由に、令和 4 年 12 月 1 日付けで公文書不存決定（以下「本件処分」という。）を行った。

（3）審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、令和 4 年 12 月 10 日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書において、概ね次のとおり主張している。

- （1） 実施機関及び佐賀県農業試験研究センターは、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 2 条第 3 号の事業者であり、産業医を選任し、当該産業医に「労働者の健康管理に関すること」を行わせなければならないとされている。具体的には、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 15 条第 1 項の規定により、原則として、産業医に毎月 1 回以上の作業場等の巡視の措置義務が課せられており、事業者から産業医に所定の情報が毎月提供される場合には、その頻度を 2 月に 1 回に変更できるとされている。

- (2) 産業医による作業場等の巡視の必要性については、厚生労働省からの通知のほか、総務省行政評価局から勧告もあっている。また、巡視頻度の変更に係る事業者の同意については、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について（平成 29 年基発第 0331 第 68 厚生労働省労働基準局長通知。以下「局長通知」という。）において、産業医の意見に基づいて、衛生委員会等における調査審議を行った結果を踏まえた上で行う必要があるとされている。

以上のことから、本件処分及び提示された不存在的理由は、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則を無視してもなお、産業医による作業場等の巡視は不必要であると判断した合理的な事情があるはずであり、本件処分の対象公文書の特定が不十分であることから、本件処分を取り消し、公文書を特定し、新たに当該文書を開示するとの裁決を求める。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関は、弁明書において、産業医が勤務する保健福祉事務所は、新型コロナウイルス感染症の対応業務に追われ、また、当該業務の司令塔である産業医自身も多忙を極めており、令和 3 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間及び令和 3 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日までの間において、産業医の作業場等の巡視（以下「職場巡視」という。）を行っていないだけで、産業医からの職場巡視を毎月 1 回以上行う必要はないとの趣旨の医学的意見等を踏まえて職場巡視を実施しなかったわけではないため、当該文書を不存在的とした旨を主張している。

5 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を踏まえて審査した結果、次のとおり判断した。

(1) 産業医による職場巡視等について

ア 産業医による職場巡視の実施義務

労働安全衛生法及び労働安全衛生規則の規定により、事業者は、労働者 50 人以上の事業場（全業種）ごとに、一定の要件を備えた医師を産業医として選任しなければならないとされている。この選任された産業医は、健康診断の実施、長時間労働者に対する面接指導、ストレスチェック検査のほか、作業環境の維持管理関係、作業管理関係、これら以外の労働者の健康管理関係、健康教育・健康相談等、衛生教育、労働者の健康障害の原因調査など、労働者の健康管理等に係る多岐の事項を担っている。このうち、職場巡視は、労働安全衛生規則第 15 条に定められており、産業医は、少なくとも毎月 1 回（事業者から所定の情報が毎月提供される場合には 2 月に 1 回）、職場巡視を行い、作業方法又は衛生状態に有害なおそれがあるときは、労働者の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならないとされている。

よって、産業医による職場巡視は、実施機関において実施されるべきもので

ある。

イ 産業医による職場巡視の頻度変更

労働安全規則等の一部改正に伴う局長通知においては、事業場における過重労働による健康障害の防止、メンタルヘルス対策等が重要な課題であり、より効率的・効果的な産業医の職務実施のための対策として、事業者から産業医に対して一定の情報が提供される場合に、職場巡視の頻度を少なくとも2月に1回とすることを可能とするものであるとされている。この一定の情報とは、衛生管理者が少なくとも毎週1回行う職場巡視の結果及び衛生委員会等の調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたものとされており、また、事業者の同意を得る際には、衛生委員会等において、産業医の意見に基づいて、職場巡視の頻度の変更及び当該頻度を変更する一定の期間について調査審議を行ったうえで、実施することが必要であるとされている。

よって、産業医による職場巡視の頻度の変更は、事業者の同意を得るなどの必要な手続を経た上で、毎月1回以上から2月に1回以上に変更することができるものである。

ウ 衛生委員会

労働安全衛生法等では、常時50人以上の労働者を使用する事業場ごとに、衛生委員会を設け、当該委員会を毎月1回以上開催し、その開催の都度、委員会の意見及び当該意見を踏まえて講じた措置の内容並びに委員会における議事で重要なものを記録し、3年間保存しなければならないとされている。また、佐賀県職員安全衛生管理規程（平成元年佐賀県訓令甲第2号）では、本庁及び労働安全衛生法第18条第1項の規定の適用を受ける現地機関に衛生委員会を置くとされている。

よって、衛生委員会等において、産業医等による職場巡視の頻度の変更について調査審議等が行われていれば、その記録は実施機関に保有されるべきものである。

(2) 本件対象公文書の不存在の合理性について

実施機関は、弁明書において、本件開示請求の対象となる文書（以下「本件対象公文書」という。）を保有していないと説明しているため、その合理性について検討した。

ア 産業医による職場巡視の状況等

- ・ 佐賀県農業試験研究センターについては、県職員である佐賀中部保健福祉事務所の常勤医師1名を産業医として選任していた。
- ・ 佐賀県農業試験研究センターについては、令和2年度労働基準法等事業所実態調査及び実地調査を受け、佐賀県人事委員会から産業医の職場巡視の未実施について指摘されていた。
- ・ 佐賀県農業試験研究センターでは、上記指摘後の本件開示請求の対象期間（令和3年1月1日から同年7月31日まで）においても、産業医がいる佐賀

中部保健福祉事務所の業務が多忙であることを慮って、職場巡視に係る日程調整を産業医と行っておらず、その結果、当該期間内において、産業医による職場巡視が行われていなかった。

イ 不存在の合理性

産業医は、事業者から提供された情報を基に、産業医による職場巡視の頻度を毎月1回以上から2月に1回以上に変更することについて意見を提出するものであり、また、そもそも佐賀県農業試験研究センターにおいては、産業医による職場巡視が行われておらず、当該巡視を効率的かつ効果的に行うために、その頻度の変更を検討するような状況にはなかった。

これらのことから、認定した上記アの事実に不自然な点や矛盾はなく、また、仮に実施機関が本件対象公文書を保有していたとして、これを秘匿しなければならないような特段の事情も見受けられない。

したがって、本件対象公文書保有していないため不存在であるとした実施機関の説明に不合理な点はない。

以上のことから、前記「審査会の結論」のとおり判断した。

6 審査経過

審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和5年2月2日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
令和5年8月24日 (令和5年度第2回審査会)	・ 審 議
令和5年9月27日	・ 答 申

(参考) 調査審議した佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	会長職務代理者
城野 一憲	福岡大学法学部 准教授	
原 まさ代	(公社) 全国消費生活相談員協会参与	
古川 千津子	税理士	
松尾 弘志	弁護士	会長